

「泉佐野市中小企業振興基本条例」が 平成26年4月1日に施行されました

泉佐野市中小企業振興基本条例とは？

この条例は、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興について、地域経済の活性化に取り組む市の姿勢を広く示すもので、中小企業振興についての「基本理念」「市の役割」「中小企業者の役割」「経済団体の役割」「大企業者の役割」「市民の理解と協力」などを定めています。

条例はなぜ必要？

本市の事業所の大多数を占める中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、その成長・発展が雇用の創出をもたらすだけでなく、税収の増加を通して「地域経済の活性化」と「市民生活の向上」を生み出し、まちづくりには欠かすことのできない存在です。

本市が将来に渡り、まちの活性化を図るためには地域産業の中心となる中小企業の活力を維持・強化していく必要があり、中小企業が育つ社会環境の整備が重要であることや、中小企業者による自主的な経営基盤強化のため、市が条例を制定するものです。

条例の特徴

- 基本理念に「持続的な経済循環を促進し、豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進すること」を盛り込み、市、中小企業者、経済団体、大企業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、中小企業の振興に取り組みます。
- 中小企業の活動は、市民生活に大きく貢献していることから、「中小企業者の健全な発展及び本市の活性化、並びに市民生活の向上を図ること」を目的としています。
- 中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業者及びその他関係者の意見を反映させるため、当該施策に関する情報及び意見交換の促進を図ります。

条例が制定されたら

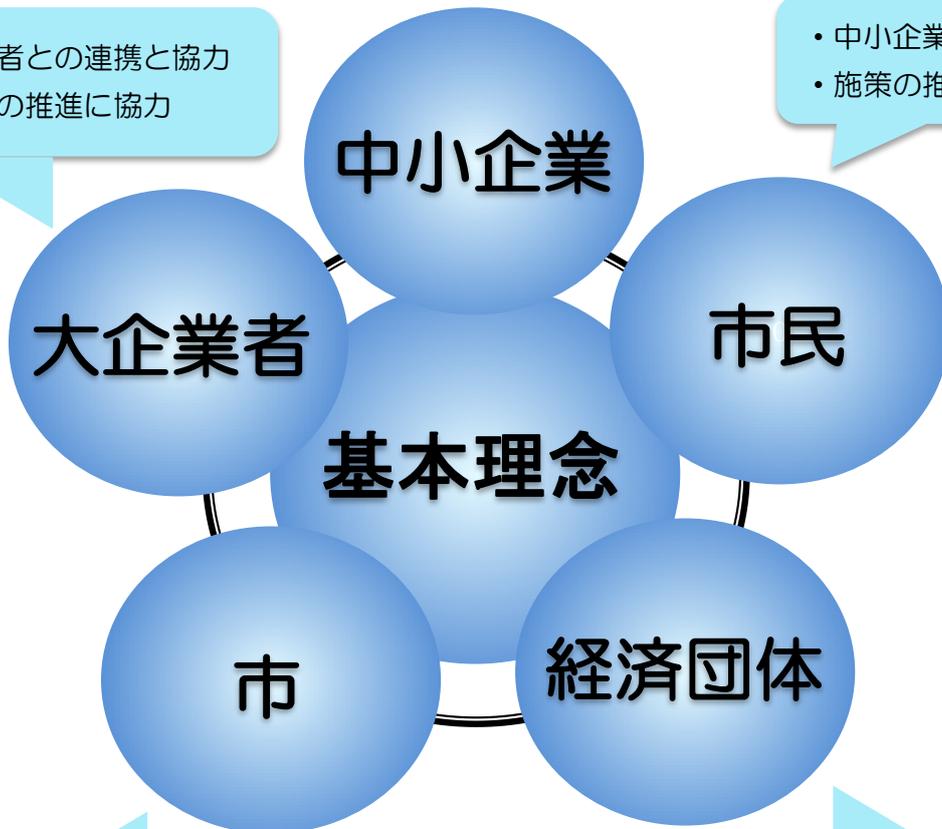
市、中小企業者、経済団体、大企業者、市民の役割を明確にし、地域が一体となって、中小企業振興施策を総合的に推進することで、中小企業者の健全な発展と本市の活性化、並びに住みよいまちの実現に取り組むことができます。

各主体の役割等

- 経営基盤の強化・雇用機会の確保・人材の育成
- 従業員の福利厚生の充実・地域社会への貢献
- 振興施策の積極的な活用

- 中小企業者との連携と協力
- 振興施策の推進に協力

- 中小企業への理解
- 施策の推進に協力



- 振興施策の実施・財政措置
- 国、府との連携・協働の推進

- 中小企業への理解と協力
- 振興施策の推進に協力
- 協働の推進

本市の活性化及び住みよいまちの実現